

「小規模特別養護老人ホームきらり」(空床利用型)
短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人長寿の森が運営する小規模特別養護老人ホームきらり（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業(以下「短期入所事業」という。)の運営については、この規程による。
- 2 短期入所事業は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、一時的に特別養護老人ホームに入所し、適正な介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 小規模特別養護老人ホームきらり
- ② 所在地 三重県松阪市飯高町宮本 305 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。(介護予防も合算して表記する)

- 一 管理者 1 名（介護職員と兼務）
管理者は、理事長の命を受け、施設の運営及び管理に関する事務を整理し、職員を指揮監督する。
- 二 生活相談員 1 名
生活相談員は、入所者の日常生活上の相談に応じ適宜生活支援を行う。
- 三 介護職員 14 名以上
介護職員は、入所者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等行う。
- 四 看護職員 1 名以上
入所者の健康管理や療養上の世話を行うが、日常生活上の介護・介助も行う。
- 五 機能訓練指導員 1 名以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、入所者の日常生活における介護及び機能訓練等を行う。

六 栄養士 1 名

栄養士は、栄養ケアマネジメント業務を実施し、給食の献立の作成及び栄養指導を行う。

七 医師（非常勤嘱託医師） 1 名

医師は、入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行う。

八 調理員 1 名以上（介護職員と兼務）

調理員は、入所者の食事の提供及び下膳を行う。

九 事務員 1 名以上（介護職員と兼務）

事務員は、庶務、経理及び労務管理を行う。

（利用定員）

第 5 条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

空床利用型 特別養護老人ホームの定員風ユニット 10 名、山ユニット 10 名、林ユニット 9 名
合計 29 名以内

（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等）

第 6 条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎

2 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を 1 日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額とする。なお、行事食を提供した場合は、その必要額を理美容用については実費額を請求する。

- 3 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に請求書を発行する。
- 6 支払方法は、当事業所が指定する口座への振り込みまたは事業所への現金での支払いとする。
- 7 事業所は、領収書を発行する。

(緊急時等における対応方法)

第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、松阪市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

② 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

③ 特別養護老人ホームの空床利用のため、特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底をはかる。

3 虐待の防止のための指針を整備する。

4 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

5 前1号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

6 施設は、サービス提供中に当該施設職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人長寿の森と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。